

静岡県告示第222号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の6の項及び424の7の項の知事が定める機関を次のように定める。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

申請の区分	知事が定める機関
非住宅建築物（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下、「基準省令」という。）Iに規定する住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅に係る申請（基準省令Iに規定する住宅をいう。）	登録住宅性能評価機関
複合建築物（基準省令Iに規定する住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ 登録住宅性能評価機関

（注）1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（注）2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 静岡県手数料徴収条例別表424の3の項及び424の4の項の知事が定める機関（平成24年静岡県告示第1030号）は、平成29年3月31日限り廃止する。